

記入上の注意

【１】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合は、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【２】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 個人番号カードの写し等とは個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書など個人番号が確認できる書類をいいます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 親権者１名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は主たる生計維持者及び生徒本人の個人番号カードの写し等を提出する場合の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 主として生徒の生計をその収入により維持している者（扶養者等）の課税（非課税）証明書を提出する場合、主たる生計維持者かどうかについて確認できる書類（扶養証明書等）を添付してください。
- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が３人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

【３】保護者等の情報についての欄は、次によって記入してください。

- イ 個人番号カードの写し等又は証明書等を提出した保護者について記入してください。親権者（両親）２名分提出した場合は２名分記入してください。
- ロ 個人番号カードの写し等を提出した場合は、関係情報を照会する際に必要となる１月１日時点の住所及び７月１日時点の住所の確認をお願いします。表面記載の住所と変更ない場合は「申請書表面に記載した住所と同居のため記載省略」に☑をお願いします。証明書等で申請する場合は、「氏名」、「高校生等との続柄」、「生年月日」のみ記載してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ロ ２校以上の学校に在学している場合は、いずれか１校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ニ 申請書には署名（記名・押印）欄があります。内容を確認の上、署名又は記名・押印してください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。